

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日の翌日が休日には、そのとど日)

告 示

鳥取県告示第二百五十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏	名	登録の記号及び番号	登録の年月日
遠 藤 澄 子	鳥薬第二八〇号	昭和四十九年三月五日	

鳥取県告示第二百五十八号

鳥取県卸売市場整備計画(昭和四十八年一月鳥取県告示第四十八号)の

一部を次のように変更したので告示する。

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目次中、第2の2の(2)の次に(3)として次のように加える。

- (3) 花き
 - ア 需要の現状と見通し
 - イ 供給の現状と見通し

◇教委告示

鳥取県卸売市場整備計画の変更

飼料の分析検査の概要

保安林の指定の解除の認可

国有財産の用途廃止(二件)

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の事業計画の変更の認可(二件)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

鳥取県指定保護文化財の指定

鳥取県指定天然記念物の指定

鳥取県指定保護文化財の追加

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

◇人委規則

昭和四十九年度上期高圧ガス作業主任者試験の実施

ウ 御売市場流通の現状と見通し

第2の2の(2)の次に(3)として次のように加える。

(3) 花き

ア 需要の現状と見通し

近年における花き需要は、所得水準の上昇、消費生活の安定等を背景に、急速に増加してきている。

昭和44年における1人1年当たり花き需要量（農林省：花き卸売市場に関する資料をもとに算出。昭和55年についても同じ。）は15本で、これをもとに県内花きの需要量を算出すると約8,500千本と算出される。花きの需要は今後も引き続き増加するものとみられ、昭和55年の1人1年当たり需要量は29本（総需要量は17,000千本。（昭和44年対比約2倍））が見込まれる。

イ 供給の現状と見通し

本県における花きの栽培については、切花、鉢もの類は、鳥取市及び米子市の近郊地区のほか、鹿野町、気高町等で栽培されており、花木類は大山町及び名和町並びに倉吉市及び鳥取市の近郊を中心、また、花き球根類は、智頭町、八東町、日吉津村等で主に栽培されている。昭和44年の切花類の栽培面積は23ha、生産量は約4,100千本で、このうち約50%が県内で消費されている。花きの生産は今後、需要の伸びに従い、生産の専門化、集団化が進む傾向にあり、55年における栽培面積は約130ha、生産量は、昭和44年に比べ約5倍の56,700千本と大幅な伸びが見込まれる。

ウ 卸売市場流通の現状と見通し

花きの卸売りは、現在、鳥取市、倉吉市、米子市の5市場（5卸

売業者）で取り扱われているが、このうち花き専門の卸売業者は、鳥取市公設地方卸売市場に1業者があるのみで、その他は青果物卸売業者が取り扱っている。

昭和44年における市場取扱量は、約4,900千本で、県内需要の約58%と推定され、また、市場取扱量の約43%が県内産のものとなっている。今後、取扱市場内での花き部の充実、需要の増加と県内生産の伸長等に伴い、市場取扱量も次第に増加することが予想され、昭和55年における市場取扱量は、44年の約3倍、市場供給率も85%程度になるものと思われる。

第2の3のエの次にオとして次のように加える。

オ 花き

花きは、その種類が多岐にわたり、かつ生産、流通及び消費の形態も一様でないため、その流通圏を明確に区分することは難しいが、市場流通の大半を占める切花（枝ものを含む）を中心にみれば、鳥取、倉吉、米子の3市をそれぞれ拠点とする東、中、西の三流通圏に大別される。

第2の3の水産物の流通圏の表の次に次の表を加える。

花きの流通圈

第2の4の(2)卸売市場配置計画の表中鳥取市、倉吉市及び米子市の項を次のように改める。

鳥取市	①—a 鳥取市設青果物市場 (消)	①—a、①—b 鳥取市公設地方卸売市場を 新設し、当流通圏の拠点市場とする。 (新市場開場まで存置)	公 青果物 水産物 花 き	46～47 鳥取市安長
①—b 鳥取市設水産物市場 (消)				

倉吉市	(12) 倉吉中央青果協同組合 (13) 倉吉青果市場㈱ (14) 協和青果㈱ (15) 上井青果市場 (16) 倉吉魚市場㈱ (17) 上井水産㈱	(消) (消) (消) (消) (消) (消)	青果物 水產物 花き	49~50 検討中
米子市	(21) 東亜青果㈱ (22) (消) (23) 笠井青果卸売市場㈱ (24) (消) (25) 糸島米子魚市場 (26) (消)	(消) " " " " "	当流通圏の拠点市場として存置 民 民 民 青果物 花き 青果物 花き 青果物 花き 花き 水產物	

需要量、市場供給量の現状と見通しの表の次に次の表を加える。

花き需要量、市場供給量の見通し

区分 流域名	昭和44年度 人口	需 要 量 千本	昭和44年度 市場供給量 千本	昭和44年度 供給率 %	昭和55年度 推定人口	需 要 量 千本	昭和55年度 市場供給口 人	昭和55年度 市場取扱量 千本	昭和55年度 供給率 %	備 考
東 部	226,595	3,399	4,406	129	228,999	6,641	229,012	6,641	100	
中 部	119,835	1,798	66	4	113,529	3,292	38,824	1,126	34	
西 部	223,355	3,350	461	14	243,156	7,052	230,000	6,670	94	
合 計	569,785	8,547	4,933	58	585,684	16,985	497,826	14,437	85	

(注) 花きの1人1年当たりの需要量は、昭和44年度で15本、昭和55年度では29本である。(農林省:花き卸売市場に関する資料による。)

鳥取県告示第二百五十九号
飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一
条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月に収去した飼料の分析検査の

概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県知事 平林鴻

—

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		成 分	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	
姫路市飾磨区細江字浜万才1290 アミノ飼料工業株式会社姫路工場	71TF第20号	16.5	3.0	4.5	7.0	昭和49年1月11日 米子市中島385-2
味えさ完全配合飼料若肉鶏 プロイラー用	71TE第6号	17.1	5.2	3.2	6.0	鳥取県西部米穀卸協同組合
味えさ完全配合飼料専用種 プロイラーチツク	71TF第14号	23.0	4.0	5.5	8.5	
味えさ完全配合飼料専用種 プロイラー	71TF第14号	23.9	6.3	2.7	6.8	
尼崎市西高潮町27 日本農産工業株式会社尼崎工場	72UA第3号	18.0	5.0	5.5	9.0	昭和49年1月11日 米子市米原665-7 塩治繁商店
ノーサン印肉牛育成用完全配合飼料 ネオビーフAペレット	72TD第245号	16.8	2.0	6.0	12.5	
ノーサン印成鶏飼育用完全配合飼料 ルーキー		3.3	3.8	12.0		

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄はファイッシュソリュブル吸着飼料以外については「以上」をファイッシュソリュブル吸着飼料については「以下」を示し、「粗纖維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

取去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表 示 区 分	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		成 分	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	
境港市竹内区664 （新商店）						昭和49年1月11日
フエザーミール		72.0	2.1	0.4	1.5	
尼崎市西高洲町27 日本農産工業株式会社尼崎工場	表	12.0	1.5	12.0	12.0	昭和49年1月11日 米子市米原664 塩治繁商店
ノニサン印完全配合飼料肉牛肥育用 ビーフエース	表	12.1	2.9	5.2	5.9	
ノーサン印種豚用完全配合飼料 たねぶた	表	13.5	2.0	10.0	10.0	
ノーサン印肉豚用完全配合飼料 にくぶた	表	14.0	3.3	6.5	6.5	
		13.0	2.0	8.0	9.0	
		13.4	3.2	6.0	5.4	

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を、「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれ以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄はファイッシュソリュブル吸着飼料について、「以上」をファイッシュソリュブル吸着飼料については「以下」を示し、「粗纖維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。
収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第二百六十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上荒舟字小虫谷奥六四四の六四

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

文化財保護のため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百六十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年三月二十九日から用途廃止した。

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県知事 平 鴻 三

場所	(面積)	用途
西伯郡会見町天萬字澤平二二八番一地先から同町天萬字澤平二二九番地先まで	四九・八九	道路敷
西伯郡会見町諸木字西平峯六〇〇番二地先	四二・四二	道路敷
西伯郡会見町諸木字西平峯六〇二番地先から同町天萬字長塔八四番地先まで	七五九・八六	道路敷
西伯郡会見町諸木字西平峯六〇二番地先から同町諸木字西平峯四八二番二地先まで	三八八・四九	道路敷
西伯郡会見町諸木字西平峯五八四番一地先	一一九・四八	道路敷
西伯郡会見町諸木字西平峯六〇一番地先から同町諸木字西平峯五九一一番地先まで	一二二・二四	道路敷
西伯郡会見町諸木字後裕六四四番地先から同町諸木字西平峯五七〇番地先まで	五六・二七	道路敷
西伯郡会見町天萬字仲原一八一一番地先から同町天萬字長塔七九番五地先まで	三〇三・九二	道路敷
西伯郡会見町天萬字門原一七一一番地先から同町天萬字門原一七〇番地先まで	三七・九四	道路敷
西伯郡会見町天萬字今岡二八二番一地先から同町天萬字今岡二八四番地先まで	四八・六六	道路敷

西伯郡会見町天萬字今岡二八番二地先から同町 天萬字漆ヶ坪一〇一番地先まで	七四七・四二	道路敷
西伯郡会見町諸木字西平峯六〇一番地先まで	一二一・三八	道路敷
諸木字西平峯六〇一番地先まで	二八六・四六	水路敷
西伯郡会見町諸木字西平峯六〇九番地先から同町 諸木字西平峯六〇七番地先まで	五五・九九	水路敷
西伯郡会見町諸木字西平峯六〇番二地先	二八八・四九	水路敷
西伯郡会見町諸木字西平峯六〇一番地先から同 町諸木字西平五〇六番地先まで	八七六・四六	水路敷
西伯郡会見町天萬字澤平二二九番地先から同町天 萬字今岡二八二番二地先まで	六三・三六	水路敷
西伯郡会見町天萬字門原一六二番地先から同町天 萬字門原一三〇番二地先まで	五九・八六	水路敷
西伯郡会見町天萬字仲原二一七番地先から同町天 萬字仲原二一八番地先まで	一九一・七一	水路敷
西伯郡会見町天萬字仲原二〇二番二地先から同町 天萬字仲原一九六番二地先まで	一二四・七一	水路敷
西伯郡会見町天萬字水ノ越一七番二地先から同 町天萬字水ノ越一〇七番二地先まで	九・一三	水路敷
西伯郡会見町天萬字長塔八三番一地先	四二・一二	水路敷
西伯郡会見町天萬字長塔七八九番二地先から同町天 萬字長塔七八九番三地先まで	六九四・五六	溜池
西伯郡会見町天萬字漆ヶ坪一〇〇番地		

鳥取県告示第二百六十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年三月二十九日から用途
廃止した。

鳥取県告示第二百六十五号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づ
き、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項にお
いて準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第二百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 許可番号

昭和四十九年一月十四日 鳥取県指令受米土總第千四百七十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町夜見境一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市祇園町二丁目五〇 山本憲昭

場	所	(面 方 メ ー トル)	用 途
鳥取市宮長字居ノ下モ一九四番二地先	三二・八一	水路敷	

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四十七年十二月二十六日から昭和五十一年三月三十日まで

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 下ノ川都市下水路

三 事業施行期間

昭和四十一年十一月十日から昭和五十年三月三十一日まで

四 事業地

境港市昭和町、岬町並びに上道町字瀬向、字小川尻、字本川尻、
字湯郷居、字勝負仕山、字大蛇郷、字川底、字中鴻河及び字中頭無地内

鳥取県告示第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・三・三号境中央公園

三 事業施行期間

変更後	変更前
昭和四十八年七月六日から昭和四十九年三月三十一日まで	昭和四十八年七月六日から昭和五十一年三月三十一日まで
第一工区	三 施行地区

鳥取県告示第二百六十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、高松団地土地地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十八年七月六日から昭和四十九年三月三十一日まで

境港市新屋町字阿弥陀原及び字堀ノ内及び字掘の内の各一部並びに高松町字山西、
字紺屋町及び字敷田の各一部

第二工区

境港市新屋町字阿弥陀原、字堀ノ内及び字掘の内の各一部、高

松町字山西、字紺屋田及び字藪田の各一部並びに竹内町字藪田野地の一部

一部

土地区画整理事業の名称

高橋國土地画整理事業

鳥取市東町一丁目三百十九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年七月一日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年三月二十八日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四

条第一項の規定に基づき、次とおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年三月一十九日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

鳥取県教育委員会告示第六号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をしたので、同条例同条第三項において準用する同条例第四条第一項の規定により告示する。

鳥取県教育委

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顯

鳥取県教育委員会告示第七号

次の表の上欄に掲げる鳥取県指定保護文化財に同表中欄に掲げる文化財を追加し、その名称及び員数を同表下欄のように改める。

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

上 欄		中 欄		下 欄		欄
名 称 及び 員 数	指 定 告 示	名 称	員 数 所 有 者	住 所	所 有 者 の 所	
三百田氏住宅	昭和三十九年三月三日	三百田氏住宅	三百田一 普請帳一冊附 人數帳一冊	八頭郡若桜町 大字吉川一四八番地	八頭郡若桜町 大字吉川一四八番地	
主屋一棟	鳥取県教育委員會告示第九号	主屋一棟	和孝			

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を以下と公布する。

昭和四十九年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森本謙蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「室長補佐」を「室長、室長補佐」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の定規により昭和49年度上期の高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和49年3月29日

鳥取県知事 平林鴻三

1 日時

昭和49年5月26日 午前9時30分から午後3時まで

2 場所

鳥取市及び米子市

試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
丙種化学主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る法令	9時30分から10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時40分から12時10分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	13時00分から15時00分まで

昭和49年3月29日 金曜日 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

第三種冷凍機械主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで 10時40分から 12時10分まで
-----------------------	--	---

4 受験手続

次の書類を、昭和49年4月1日から昭和49年4月20日までに、鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

(3) 写真 1枚 (手札型とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に氏名、年齢及び撮影年月日を記載したものを受け願書の写真欄にはりつけること。)

(4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し (高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法

- (1) 手数料 700円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を、受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を用いること。

(2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(3) 試験の結果は、合格者に通知する。

(4) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。